

株式会社あづま荘

宿泊約款

令和8年2月1日 改正

第1条 適用範囲

- 1、当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等又は一般に確立された慣習によるものとし
ます。
- 2、当館が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約
が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

- 1、当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2、宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出
がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

- 1、宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾を
しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2、前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限
度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3、申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用
する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定によ
る料金の支払いの際に返還します。
- 4、第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約
はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿
泊客に告知した場合に限ります。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 1、前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする
特約に応じることがあります。
- 2、宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及
び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第4条の2 施設における感染防止対策への協力の求め

- 1、当館は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

第5条 宿泊契約締結の拒否

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は当館が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ、法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く)。
- (8) 宿泊しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 山形県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

第5条の2 宿泊契約締結の拒否の説明

宿泊しようとする者は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

第6条 宿泊客の契約解除権

- 1、宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2、当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより

前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

- 3、当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 当館の契約解除権

- 1、当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当館が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ、暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ、法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項に規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く)。
 - (6) 宿泊客が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 山形県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
 - (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2、当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第7条の2 宿泊契約解除の説明

宿泊客は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求められます。

第8条 宿泊の登録

- 1、宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍及び旅券番号（パスポートのコピー）
 - (3) その他当館が必要と認める事項
- 2、宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条 客室の使用時間

- 1、宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 2、当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合は次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過1時間以上、一般客室（本館客室、西館客室）は1,100円／1名あたり1時間
特別室客室（別館特別室）は2,200円／1名あたり1時間
 - (2) 超過3時間以上、室料相当額の60%（又は室料相当額の2分の1）／1名あたり
 - (3) 超過6時間以上、室料相当額の100%（室料金の全額）／1名あたり
- 3、第9条1の使用できる時間は申込みのプランや宿泊客室の条件が優先されます。
- 4、ただし、他の客の予約状況により、時間の制限又は使用に応じられない場合があります。

第10条 利用規則の遵守

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条 営業時間

当館の主な施設等の営業時間とその他の施設等の詳しい営業時間は、備付けパンフレット、各所の掲示、客室内またはオンラインのインフォメーション等で御案内いたします。

第12条 料金の支払い

- 1、宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
- 2、前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3、当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 当館の責任

- 1、当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2、当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

- 1、当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 2、当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条 寄託物等の取扱い

- 1、宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は30万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2、宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 1、宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2、宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
- 3、前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条 駐車場の責任

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条 宿泊客の責任

- 1、宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。
- 2、禁煙室での喫煙やたばこの吸い殻が発見された場合は、客室脱臭その他客室を原状に復するための費用として3万円（実際に要した費用が3万円を超える場合は当該金額）を請求させていただきます。
- 3、宿泊客が客室の鍵を紛失した場合、鍵の交換及び鍵の作成のため1万円を請求させていただきます。

第19条 コンピューター通信

- 1、当館の館内からコンピューター通信の利用に当たっては、利用者自身の責任において行うものとします。コンピューター通信利用中のシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。
- 2、コンピューター通信の利用に際し当館が不適切と判断した行為により、当館及び第三者に損害が見込まれる場合また実際に生じた場合は、当該サービスの利用中止を求め、生じた損害については賠償していただきます。

第20条 施設敷地内でのドローン等使用について

- 1、宿泊者または第三者による当施設敷地内でのドローン（無人航空機）及び類似の飛行機器の飛行・操作は、他の宿泊者のプライバシーを侵害し、施設内の安全を損なう恐れがあるため、原則として禁止いたします。
- 2、撮影・測量等の正当な目的によるドローンの使用を希望される場合は、事前に施設の承諾を得たうえで、指定された時間・場所に限り許可することがあります。
- 3、許可された場合でも、利用者は航空法その他関係法令を遵守し、安全かつ周囲への迷惑がないよう十分配慮した運用を行うものとします。
- 4、ドローン使用により生じた事故・損害・トラブルについては、当施設は一切の責任を負いません。利用者の責任において解決するものとします。

第21条 施設敷地内での撮影等

- 1、当館の館内における一般的な記念撮影（個人利用・家族写真等）を除き、撮影行為は以下の条件に従うものとします。
 - (1) 以下に該当する撮影は、事前に当館の許可を得た場合に限り、実施可能とします。
 - イ 商業目的（広告・宣伝・商品撮影等）
 - ロ メディア取材・報道
 - ハ SNS・動画配信を目的とした撮影
 - ニ モデル・インフルエンサーによる撮影
 - ホ 撮影機材を伴う本格的な撮影（照明・三脚等）
 - (2) 撮影申請時には、以下の情報を提出いただきます。
 - イ 撮影目的・使用媒体
 - ロ 撮影日時・場所・機材の詳細

ハ 公開範囲（例：Web 掲載、印刷物、SNS 等）

ニ 他の宿泊客の写り込み防止策

(3) 以下の行為は、いかなる場合も禁止とします。

イ 他の宿泊客の肖像権を侵害する撮影

ロ 館内スタッフ・業務の無断撮影

ハ フラッシュ撮影・ライブ配信・動画撮影（許可がない場合）

ニ 館内の安全・衛生・運営を妨げる撮影

2、大浴場等における撮影の禁止

(1) 当施設の大浴場、脱衣所、及びその他の入浴施設においては、プライバシー保護及び安全確保のため、写真撮影、動画撮影、録音、通話等の行為を一切禁止いたします。

(2) カメラ機能を有する機器（スマートフォン、タブレット、携帯電話、ウェアラブル端末等）の持ち込み及び操作も禁止とし、違反が確認された場合は、退場をお願いする場合がございます。

(3) また、無断撮影された画像・映像の公開（SNS 投稿等）も固く禁じます。

3、撮影に起因してトラブルが発生した場合、当館は一切の責任を負いかねます。違反行為があった場合は、撮影中止・退館措置・損害賠償請求を行うことがあります。

第 2 2 条 予約の変更・宿泊施設の都合による振替について

1、当施設では、やむを得ない事情により、施設の全部または一部を貸切で使用する必要が生じた場合、すでに予約をいただいているお客様に対し、事前にご連絡のうえ、宿泊日の変更または提携施設への振替等をお願いすることがあります。

2、この場合、当施設は可能な限りお客様のご希望に配慮し、適切な代替案を提示し、お客様に不利益が生じないよう誠意をもって対応いたします。

第 2 3 条 休館日および営業の一時休止について

1、当施設では、設備の点検・修繕、法令に基づく措置、または施設の運営上やむを得ない事情により、事前に予告のうえ休館日を設定させていただく場合がございます。

2、この場合、すでにご予約をいただいているお客様には速やかにご連絡し、宿泊日の変更、もしくは他施設のご案内等、可能な限りご希望に沿った代替措置をご提案し、お客様に不利益が生じないよう、誠意をもって対応いたします。

第 2 4 条 支配する国語

本約款は、日本語、英語、中国語（繁体字）で作成されていますが、日本語の内容と他の言語の内容に不一致または相違がある場合は、日本語の内容が優先されるものとします。

第 2 5 条 裁判管轄および準拠法

1、本約款による宿泊契約等に関し生じる一切の紛争については、当館の所在地を管轄する裁判所のうち、訴額に応じて簡易裁判所または地方裁判所を第一審の排他的合意管轄裁判所とします。

2、本約款は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されることとします。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項、第3上第2項及び第12条第1項関係)

宿泊者が支払うべき事項	内訳
宿泊料金	① 基本宿泊料金(室料+朝・夕食料) ② サービス料(①×10%)
追加料金	③ 追加飲食(朝・夕以外の飲食料)及びその他料金 ④ サービス料(③×10%)
税金	イ、消費税 ロ、入湯税
その他	入湯料

①基本宿泊料金はフロント、又は客室内に提示する物、及びインターネット HP、各旅行業者が定める料金表によります。

②子供料金は小学生以下に適用し、以下別表第1-2のとおりとします。ただし、宿泊プランによっては条件が一部異なる場合もあるため、事前にご確認ください。

別表第1-2 子供料金の内訳

年齢	内訳
中学生以上	大人と同一の宿泊料金
小学生3年生以上	大人に準じる食事と寝具を提供するものとし大人料金の70%の金額
小学生1、2年生及び 未就学児 (満2歳から就学前まで)	お子様メニューの食事と寝具を提供したときは、 大人料金の50%の金額
	お子様メニューの食事のみを提供したとき(寝具無し)は、 大人料金の40%の金額
未就学児①	寝具のみを提供したときは3,850円(税込)
未就学児②	食事、寝具のいずれも提供しないときは、施設使用料として2,200円(税込)

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

違約申込人数	契約解除の通知を受けた日								
	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4~5 日前	6~7 日前	14日前	30日前
1名~10名まで	100%	100%	70%	50%	30%	20%	10%		
11名~20名まで	100%	100%	70%	50%	50%	30%	20%	10%	
21名~30名まで	100%	100%	70%	70%	50%	50%	30%	10%	
31名~99名まで	100%	100%	80%	80%	80%	50%	30%	20%	10%
100名以上	100%	100%	80%	80%	80%	80%	50%	30%	20%

- ① %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- ② 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
- ③ その他、当館が企画する宿泊パッケージ又はプラン、特定団体において、前述の規定とは異なる違約金を定めることがあります。異なる違約金については、お申し込みのパッケージ及びプラン、またはお申し込みの旅行会社にご確認ください。